

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 7 号。以下「改正法」という。）の施行（※）に伴い、主に以下の規定を整備する。

（※）一部の規定を除き、公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

1. 特定高周波数無線局開設制度 関係

【主な改正事項】

- 競願が生じる通信の最大距離（電波法施行規則第 6 条の 4 の 2）
- 認定の自主返上を認めない特別の事情（電波法施行規則第 1 1 条の 2 の 1 3）
- 落札金収入の使途の省令委任（電波法施行規則第 5 1 条の 1 4 の 2）
- 価額競争の参加申請書の新設（無線局免許手続規則第 2 5 条の 8 の 3）
- 価額競争の実施帯域における既存無線局の再免許等を可能とするために、公示する期間内に申請することを要しない無線局の追加（電波法施行規則第 6 条の 4）

2. 特定周波数変更対策業務【改正後の電波法第 7 1 条の 2 及び第 7 1 条の 3】 関係

【主な改正事項】

- 改正法による特定周波数変更対策業務の対象となる工事内容の拡充に伴う、給付金の支給基準の改正（特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則）

3. 義務船舶局 関係

【主な改正事項】

- 改正法による「義務船舶局」から「義務船舶局等」への改正に伴う用語の整備（電波法施行規則、無線局免許手続規則、無線局運用規則、無線設備規則）
※併せて、改正後の電波法第 3 3 条に基づく施行規則において規定の対象を法の委任の範囲に整理。

4. 電波伝搬障害防止区域 関係

【主な改正事項】

- 改正法により電波伝搬障害防止区域として水上の区域も指定可能となったことに伴う、具体的な区域の指定等の新規規定（電波法による伝搬障害の防止に関する規則）